

施設カルテ

令和 5 年度

番 号	(3)-5	名 称	大山将棋記念館	分 類	社会教育施設
-----	-------	-----	---------	-----	--------

【施設概要】

所 在 地	下前田144番地1									
所 管 課	社会教育・体育課									
設置根拠法令	大山将棋記念館条例									
管理運営形態	指定管理	指定管理者名	(株)図書館流通センター							
土 地	所有形態	町	敷地面積	1,848 ㎡						
建 物	所有形態	町	延床面積	461 ㎡						
	築 年 月	H 17 年 3 月	2005 年							
	法定耐用年数	27 年	経過年数	18 年						
	構造	木造一部鉄筋コンクリート造								
	地上	2 階	避難所指定	指定なし		アスベスト対応	無し			
	地下	一 階	PCB対応	無し		バリアフリー対応	対応済み			
	収容人員	108 人	貸出可能単位数			単位				

【利用状況】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用人数(人)	8,809	7,557	3,671	3,768	4,142
年間開館日数(日)	307	306	266	222	299
利用単位数(単位)					
開館日あたり平均利用人数(人/日)	29	25	14	17	14
稼働率(%)					

【経費状況】

(単位:千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収 入	施設使用料・手数料	0	0	0	0
	コピー機・公衆電話・自動販売機	100	94	78	0
	その他	0	0	0	0
	合計	100	94	78	0
支 出	光熱水費	1,005	942	0	0
	修繕費	17	40	0	0
	委託料	692	771	0	0
	指定管理料	0	0	10,603	10,541
	工事費	0	0	0	0
	その他	764	804	0	0
	合計	2,478	2,557	10,603	10,541
収 支		△ 2,378	△ 2,463	△ 10,525	△ 10,556

【コスト状況】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者あたり(円/人)	270	326	2,867	2,798	2,549
床面積あたり(円/m ²)	5,158	5,343	22,831	22,866	22,898
開館日あたり(円/日)	7,746	8,049	39,568	47,482	35,304
人口あたり(円/人)	94	97	417	417	417

【施設の状態】

屋根 屋上	外壁	建具	内装	給排水 衛生	ガス	空調 換気	照明	スイッチ コンセント	分電盤 受変電盤	外構
A	B	C	B	A	A	B	B	A	A	C

劣化状況の概要

外壁仕上げ材の部分的な浮き、基礎コンクリートのひび割れ多数あり。また、犬走りに歪みや陥没が見られる。内壁仕上げ材の部分的なひび割れ、広範囲に天井仕上げ材の浮きや剥がれが見られる。屋外灯の器具腐食、空調設備の配管に凸凹が多数見られる。

【評価基準】

評価	基準
A	・概ね良好な状態。
B	・劣化が始まり不具合があるものの、安全上、機能上、問題がなく経過観察でよい状態。 ・清掃、パッキンの取替え、タッチアップなど軽微な対応でよい状態。
C	・劣化が進行し、安全上、機能上、問題のある不具合がある状態。 ・故障した部品交換、塗装の塗替えなど機能低下の速度を遅くする修繕が必要な状態。 ・劣化状況や範囲が保全点検では判断できず、詳細点検が必要な状態。
D	・安全上、機能上、問題があり早急に対応する必要がある状態。 ・施設の耐久性に影響を与えている状態。 ・修繕、部品交換で対応が不可能な状態。 ・法令点検で不適格の状態。

良好
劣化

【建物内部】

評価	基準
A	20年未満
B	20年～40年
C	40年以上
D	経過年数に係わらず著しい劣化事象がある場合

良好
劣化

【施設管理の基本的な方針】

役 割 機 能 重要性	将棋によるまちづくりの発信拠点として、将棋愛好家の文化活動及び子どもたちの将棋を通じた情操教育の一端を担っている。 また、著名な将棋棋士である、故大山康晴氏と町の交流の証として貴重な将棋関係資料の所蔵及び展示する資料館として他にはない優位性がある。		
管理方針	長寿命化	現在の機能を有したまま維持管理し、目標使用年数まで使用する。 施設の役割や機能が損なわれないように計画的な修繕を実施し、長寿命化を図る。	
方針の考え方	平成17年度に建設した当該施設は、劣化が始まっている段階であるが、これまでの維持管理及び修繕によって、施設の運営に支障をきたすような著しい劣化や破損等は見受けられない状態である。 このため、法定耐用年数を迎えた際の改築費用243,132千円と、使用目標年数まで施設を使用するために想定される劣化対策等費用10,000千円の比較により、長寿命化対策を行い、目標使用年数まで使用することとした。 【長寿命化対策に係る優先事項】 今後懸念される各部位・部材の劣化対策については、令和8年度以後に、屋根・外壁塗装を実施予定としている。		
法定耐用年数	27 年（令和 14 年度まで）	目標使用年数	53 年（令和 40 年度まで）
計画期間	42 年（平成 29 年度から 令和 40 年度まで）		
期間設定の考え方	適切な維持管理及び劣化対策を実施した場合、法定耐用年数から26年度程度は長寿命化が可能と考えられる。 ※(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」及び(財)建築保全センター「建築物のライフサイクルコスト」等を参酌した。		

【工事履歴・計画】

[illegible]

※経費状況における注意事項

- ・管理運営形態が直営の施設については、町担当職員人件費の配賦が困難であるため、人件費は未計上となっています。
- ・管理運営形態が指定管理の施設については、指定管理者の人件費が含まれています。